

## COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款【現改比較表】 2021年6月1日現在

～2021年5月31日

2021年6月1日～

(利用に係る契約者の義務)

第37条 当社は、契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (6) 当社若しくは他人の電気通信設備に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与える行為を行わないこと
- (7) 当社若しくは他人の電気通信設備に必要以上の負荷をかけたり、悪影響を及ぼすプログラムを使用しないこと
- (8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (9) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (10) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他社への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を棄損する行為をしないこと
- (11) 無断で他者に広告、宣伝及び勧誘を行うこと、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる行為をしないこと

(利用に係る契約者の義務)

第37条 当社は、契約者に次のことを守っていただきます。

- (1)～(14) (略)

～2021年5月31日	2021年6月1日～
<p>(12) サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>(13) 暴行その他の残虐な情報の発信、及び、人の自傷他害行為を誘引または勧誘する行為をしないこと</p> <p>(14) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、電話番号の請求又は廃止を行う行為をしないこと。</p> <p><a href="#">(15)前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</a></p> <p><a href="#">(16)本サービスを利用して緊急通報用電話番号や類似の緊急サービスにアクセスしないこと</a></p> <p>(17)その他法令、この約款若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと</p> <p>2～7 (略)</p>	<p><a href="#">(15)本サービスを利用して緊急通報用電話番号や類似の緊急サービスにアクセスしないこと</a></p> <p><a href="#">(16) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと</a></p> <p>(17)その他法令、この約款若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと</p> <p><a href="#">(18)前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</a></p> <p>2～7 (略)</p> <p><a href="#">附 則 (令和3年5月25日 A P S 企第00787261号)</a></p> <p><a href="#">この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。</a></p>